



令和6年6月28日

福祉保健部地域保健推進課  
担当：松本、佐々野  
内線：4658  
電話：095-895-2466（直通）

## 手足口病の予防について（注意喚起）

令和6年の第25週（6月17日～6月23日）の定点あたりの手足口病の患者報告数（平均患者数）が「5.05」※となり、警報レベルの「5」を超えました。

今後も患者報告数が増加するおそれがありますので、県民のみなさまへの予防策等の広報について、ご協力をお願いします。

第25週の手足口病の患者の年齢別の割合は、1歳が47%（104人）、2歳が17%（37人）、1歳未満が12%（26人）となっており、乳幼児への注意が必要となります。特におむつを交換する時には、排泄物を適切に処理し、しっかりと手洗いをしてください。

手洗いは、石けんと流水で十分に行ってください。タオルは、共用せずに個別のものを使いましょう。

※5.05＝全報告数：222（人）／県内小児科定点医療機関数（44医療機関）

### 【手足口病とは】

#### 症状

- ・手足口病は、口腔粘膜、手のひら、足の裏などに、小さな水泡性の発疹が出現する急性のウイルス感染症です。
- ・基本的に予後は良好な疾患ですが、まれに髄膜炎等を合併することがありますので、高熱、頭痛、嘔吐症状がある場合は早めに受診しましょう。

#### 感染経路

- ・咳、くしゃみによる飛沫感染
- ・便を介した経口感染
- ・水泡内容物による接触感染

#### 治療・予防法

- ・手足口病に特效薬はありませんので、症状に応じた治療となります。
- ・咳やくしゃみが出るときは、服の袖やハンカチで覆うか、マスクを着用しましょう。
- ・回復後も、ウイルスは長期にわたって便から排出されることがあるため、おむつ交換やトイレの後は、石けんによる手洗いを励行しましょう。
- ・タオルは、共用せずに個別のものを使いましょう。

## 【過去5年間の警報発令時期】

年	長崎県	全国
2023年	—	—
2022年	—	—
2021年	第42週(10月18日～24日)	—
2020年	—	—
2019年	第23週(6月3日～9日)	第25週 (6月17日～23日)

## 【直近の県内手足口病の患者報告数(保健所管内別)】

2024年	長崎県										
	長崎市	佐世保市	西彼	県央	県南	県北	五島	上五島	壱岐	対馬	
第25週	5.05	7.50	7.00	3.25	6.29	6.00	4.33	1.67	0.00	0.00	0.00
第24週	3.41	4.70	7.33	1.00	5.00	1.00	2.00	2.33	0.00	1.00	0.00
第23週	2.93	3.60	3.00	4.00	5.43	0.40	3.00	2.33	0.00	1.50	0.00
第22週	2.68	4.60	2.67	4.00	3.71	0.80	1.33	0.67	0.00	2.00	0.00
第21週	1.45	2.10	1.67	2.50	1.57	0.60	2.33	0.00	0.00	1.00	0.00

※表内数値は、定点当りの患者報告数(人)です。

## 【参考情報】

- ・手足口病に関するQ & A (厚生労働省WEBサイト)  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/hfmd.html>
- ・長崎県感染症情報センターWEBサイト  
<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/kansensho/kansen-c/topix-kansen-c/671906.html>



画像出典：国立感染症研究所 「手足口病とは(2014年10月17日改訂)」

## 【国立感染症研究所が定める手足口病の流行レベル基準値】

### 【警報レベル：定点値「5」を上回った時】

- 小児科定点医療機関あたりの1週間の報告数が「5」以上の場合、大きな流行の発生、または継続しつつあることが疑われることを表します。なお、警報は1週間の報告数が「2」となるまで継続し、「2」を下回った時点で自動的に解除されます。

長崎県における手足口病報告数の推移

